

自立支援教育訓練給付金制度

ひとり親家庭のお母さん又はお父さんが、より安定した職につくために必要な技能や資格を取得するため、指定教育訓練講座を受講した場合に、修了後「自立支援教育訓練給付金」を支給します。

申し込みには、事前の相談が必要です。

事前相談において、就業経験等から講座の受講が適当と認められることが必要です。

また、申請はこども家庭センター（市役所本庁舎1階42番窓口）のみになります（郵送申請不可）。

対象となる講座

- ① 雇用保険制度の「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」の指定講座
- ② 雇用保険制度の「専門実践教育訓練」の指定講座
（業務独占・名称独占資格の取得を目指すものに限る。）
- ③ その他、上記に準じて市長が地域の実情に応じて指定する講座

※対象講座は厚生労働省のホームページで確認できます（「教育訓練給付検索システム」で検索）。

対象となるかた

鎌倉市在住の20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭のお母さん又はお父さんで、次の条件①から④を全て満たす方です。

★令和6年8月以降から、児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃し、母子・父子自立支援プログラム策定等を受けていることが要件に加わります。

- ① 母子・父子自立支援プログラム策定等を受けていること（職員が面談を行い、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定します。面談が2回以上必要です。）
- ② 受講する講座が就業に必要であると認められる方
- ③ 事前相談において、講座を受講することにより自立が効果的に図られると認められる方
- ④ 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことのない方

支給される額

受講料の最大60%（最大200,000円。ただし、12,000円を超えない場合は支給しません。）

- ・雇用保険制度での受給資格のある方
→受講料の6割相当額から雇用保険制度で受給できる額を差し引いた額
- ・雇用保険制度での受給資格のない方
→受講料の6割相当額

講座を修了し、講座実施機関より修了証が発行された後に支給します。

※専門実践教育訓練の場合は、上限は40万円×必要修学年数（160万円以内）

申請手続き

※申請手続きは大きく分けて2つあります。手続きもれのないようご注意ください。

●講座指定申請…受講開始日までに、申請の手続きが必要です。

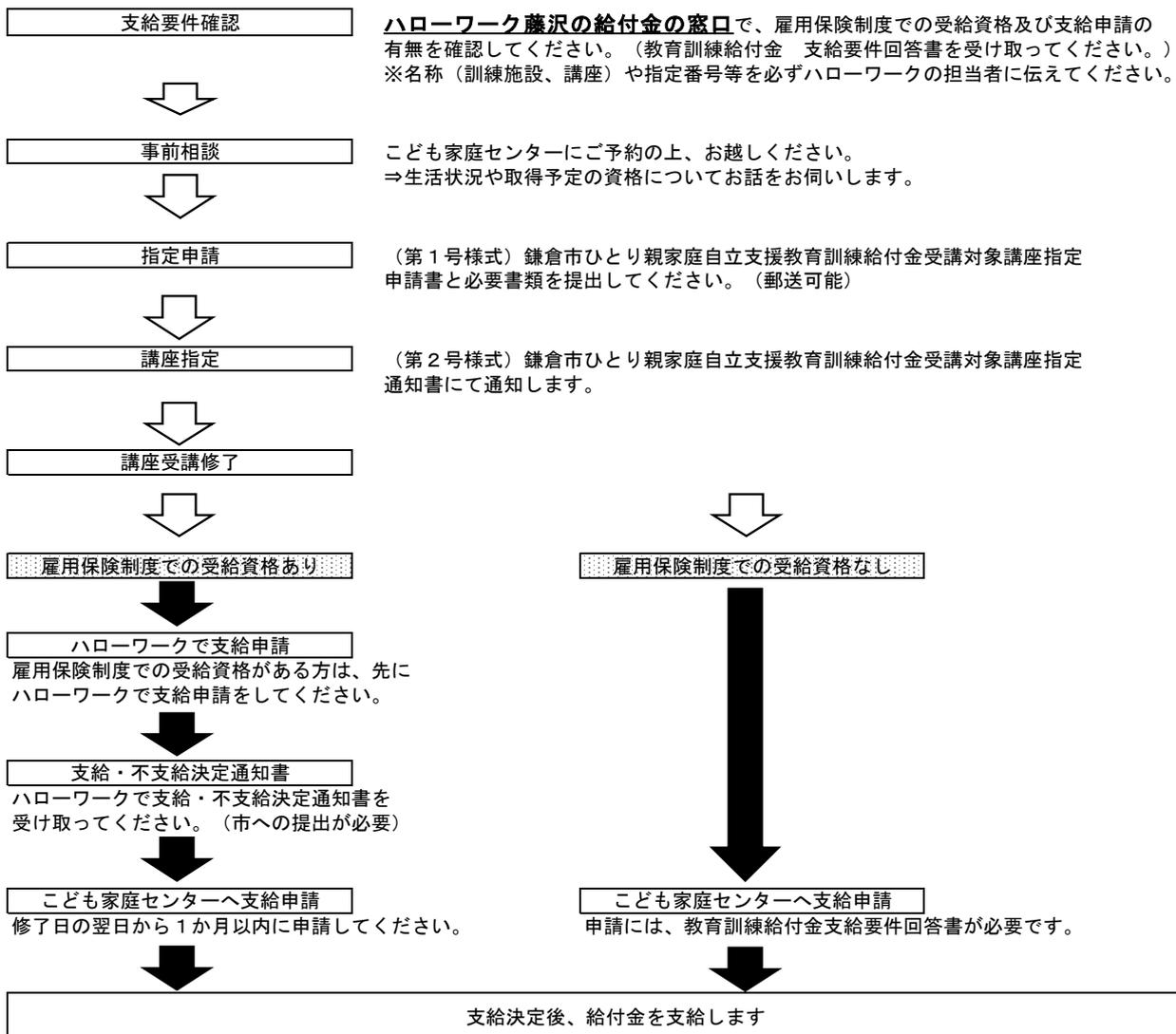
- ・申請者と対象児童の戸籍謄本(全部事項証明)
1ヶ月以内に発行されたもので、離婚日等ひとり親になった日が確認できるもの
- ・対象講座の受講期間や受講料の金額、教育訓練対象の講座であることが分かるもの(パンフレット等)
※インターネットで申し込みの方は該当講座の詳細が分かるページ全て
- ・雇用保険法による受給資格の分かる書類(支給要件回答書。**名称(訓練施設、講座)や指定番号等が記載あるもの**)
藤沢公共職業安定所(ハローワーク TEL:0466-23-8609)で発行されます。
- ・マイナンバーの分かる書類 ・本人確認書類(運転免許証など公的機関が発行しているもの)
- ・母子・父子自立支援プログラムシートの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

●支給申請…受講修了の日の翌日から1カ月以内に、申請の手続きが必要です。

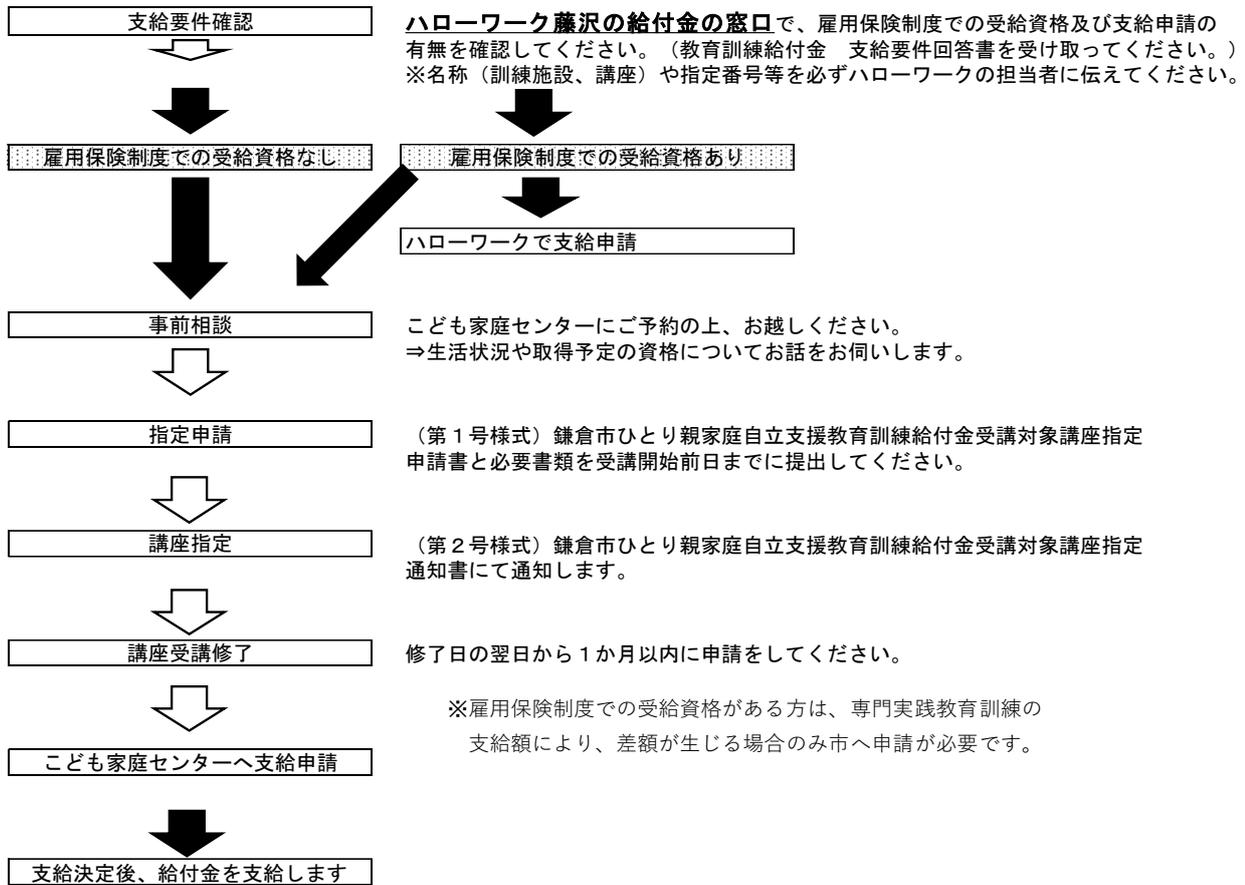
- ・受講対象講座指定通知書
- ・受講料の領収書
- ・教育訓練給付金対象講座修了証明書
- ・教育訓練給付金 支給(不支給)決定通知書(藤沢公共職業安定所(ハローワーク TEL:0466-23-8609)で発行されます。)

上記以外にも場合によっては必要になるものもあるため、必ず申請前にお問合せ下さい。

<手続きの流れ> ①一般教育訓練・特定一般教育訓練 指定講座の場合



<手続きの流れ> ②専門実践教育訓練 指定講座の場合



よくある質問

- 受講中にひとり親家庭でなくなった場合は、自立支援教育訓練給付金の支給はありますか？
受講中にひとり親家庭でなくなった場合は、対象ではなくなりますので、支給されません。
- 自立支援教育訓練給付金の対象講座は、どのような学校、どのような内容なのか分かりません。何か一覧になっているものはありますか？
自立支援教育訓練給付金の指定対象講座は、厚生労働省のホームページで全て見る事ができます。また、受講したい学校と講座が決まっているのであれば、直接、その学校に確認していただく方法もあります。
- 支給申請時に子の年齢が20歳未満であれば対象となりますか？
講座修了時に20歳未満であれば支給対象となります。

【お問い合わせ・事前の相談】

こども家庭センター (本庁舎1階42番窓口)

TEL: 61-3897 直通